

農山漁村未来創造事業～農地集積・事業承継加速型～

農地利用の効率化を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進する取り組みを支援します。

★地域計画実現農地借受支援事業★

地域計画(目標地図)の実現を目指し、将来の担い手が確保しにくい中山間地域等の農地を機構から借り受け、農業経営に取り組む意欲ある担い手を支援する。

◇交付要件

- ✓ 指定期間(R6年1月～12月)内に新たな借受けが行われること
- ✓ 中間農業地域または山間農業地域の農地であること
- ✓ 機構から交付対象者へ5年間以上の期間で農地が転貸されていること

◇交付率

20千円/10a以内(定額)

※応募状況によっては交付率に変更が生じる可能性あり。



★お試しほ場活用促進事業★

農地中間管理機構が中間保有している農地での新規就農者等による「お試しほ場」としての活用を支援する。

◇要件

- ✓ 農地中間管理機構が一定期間以上中間保有している農地であること
- ✓ 農業支援センターやJA等の協力により、技術指導体制が整っていること

◇対象経費

- ✓ 新規就農者等への指導に係る経費
- ✓ 試験的就農に必要となる経費(種苗費等)

◇交付率

100千円/10a以内

(定額)上限250千円/件



★耕作放棄地再生支援事業★

耕作放棄地を借り受けた受け手に対し、再生作業に係る経費について支援する。

◇要件

- ✓ 指定期間内に新たに借り受けられ、5年間以上の期間で転貸されること
- ✓ 市街化区域以外の農地で、1号遊休農地に該当する農地であること

◇対象経費

- ✓ 再生作業に要する経費
- ✓ 障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地
- ✓ 再生作業と併せて行う土壌改良(肥料、有機質資材の投入)

◇交付率

(定額)70千円/10a

※土壌改良を行う場合
30千円/10a



農地中間管理機構の
ホームページ



★相談・お問い合わせ★

事業の詳細・申請等は各市町村の
窓口又は農地中間管理機構へ
(TEL:088-624-7247)



農山漁村未来創造事業～農地集積・事業承継加速型～

★事業承継加速化事業★

農地や機械を「譲りたい方」、「譲り受けたい方」に対して、「事業承継」に必要な経費を、段階に応じて補助します。

1 農地や機械等の資産鑑定

◇内容

農地や機械等の資産鑑定を、不動産鑑定士等へ依頼した場合に要する鑑定報酬等を助成する

◇交付要件

徳島県農業会議が設置する相談窓口へ相談していること
農地を含む事業の譲渡を希望する者であること

◇補助率

定額、助成対象者1人当たり50万円以内

2 事業承継に要する契約手続き

◇内容

農地等の売買契約や不動産登記等の手続きを、司法書士や土地家屋調査士等へ依頼した場合に要する報酬等を助成する

◇交付要件

徳島県農業会議が仲介する事業承継の対象者であること
農地を含む事業を譲り受ける者であること

◇補助率

補助率2分の1以内、助成対象者1人当たり30万円以内

3 機械等の整備

◇内容

農業経営に要する機械等を整備するため、譲り受けた機械等を修繕する場合、不足する機械等を購入する場合に要する経費を助成する

◇交付要件

徳島県農業会議が仲介する事業承継の対象者であること
農地を含む事業を譲り受けた者であること

◇補助率

補助率10分の3以内、助成対象者1人当たり100万円以内

★相談・お問い合わせ★

農業の事業承継に関する御相談は
(一社)徳島県農業会議へ
(TEL:088-678-5611)

